

兵庫県公報

平成29年3月10日 金曜日 第2881号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|------------------------------------------------------|-----|
| ○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課） | 1 |
| ○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課） | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定（同） | 2 |
| ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 3 |
| ○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 3 |
| ○公共測量が終了した旨の通知（同） | 3 |
| ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 3 |
| ○河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課） | 4 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 4 |
| ○宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課） | 5 |
| ○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課） | 5 |
| ○同 上（同） | 5 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○同 上（同） | 7 |
| ○同 上（同） | 7 |
| ○同 上（同） | 7 |
| 公 告 | |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 8 |

告 示

兵庫県告示第235号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

| | | | |
|------------------|------|----------------|-------------|
| 兵庫県立大学附属中学校入学者選考 | 総合判定 | 合格発表の日の翌日から1月間 | 兵庫県立大学附属中学校 |
|------------------|------|----------------|-------------|

」

を削り、

「

| | | | |
|-----------|------|-------------|-------|
| クリーニング師試験 | 総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 生活衛生課 |
|-----------|------|-------------|-------|

」

を

「

| | | | |
|-----------|------|----|-------|
| クリーニング師試験 | 総合得点 | 同上 | 生活衛生課 |
|-----------|------|----|-------|

に改める。



兵庫県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町皆河字西ノ谷1154の1、1154の4から1154の6まで、1154の16、1154の17、1154の19、1154の22、1154の23、1154の25、1154の28、1154の30、1154の31、1154の58から1154の68まで、1154の71から1154の97まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町七野字寺ノ前340の14、340の38、宇宮ノ前144の23、144の36、144の57、144の59、144の70

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第238号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
芦屋市高浜町1番4及び1番5の各一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成29年 2月24日から同年 3月25日まで
- (3) 作業地域
新温泉町諸寄地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成29年 2月24日から同年 3月25日まで
- (3) 作業地域
新温泉町釜屋地内



兵庫県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基準点測量及び現地測量（数値地形図作成）
- (2) 作業期間
平成27年 8月10日から同年10月31日まで
- (3) 作業地域
神戸市灘区高羽
- 2 (1) 作業種類
基準点測量及び現地測量（数値地形図作成）
- (2) 作業期間
平成27年 9月29日から同年10月31日まで
- (3) 作業地域
神戸市灘区域の下



兵庫県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月10日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 3月10日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|---------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 国道 4 8 2 号 | 豊岡市日高町上郷字宮谷1579番7から 同 市日高町上郷字山谷口1446番6まで | 旧 | 6.0から 6.0まで | 414.0 | |
| | | 新 | 6.0から 6.0まで | 414.0 | |
| | | | 6.0から 23.0まで | 434.0 | |



兵庫県告示第242号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて 2週間縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
二級河川武庫川水系天王寺川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年 3月10日
- 3 廃川敷地等の位置
宝塚市泉町118番13
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 331.46平方メートル



兵庫県告示第243号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名 | 地 番 |
|-------|-------|-------|---------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 郷 瀬 町 | 西 脇 市 | | 郷 瀬 町 | 富 田 山 | 671番8から671番10までの各一部、671番94の一部、671番95の一部、671番8地先の道路敷の一部、671番94地先の道路敷の一部 |

~~~~~  
**兵庫県告示第244号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨但馬県民局長から報告があった。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成29年 3月21日（火）午後 2時から午後 3時まで
- 2 場所  
豊岡市幸町 7—11 兵庫県豊岡総合庁舎 301会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 泉友不動産  
代表者氏名 中 村 正 実  
事務所所在地 豊岡市出石町日野辺776—18  
免 許 番 号 兵庫県知事（7）第650050号  
免 許 年 月 日 平成28年10月30日

~~~~~  
兵庫県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3. 3. 1号阪神国道線
3. 4. 183号出屋敷線
3. 4. 188号尼崎伊丹線
3. 4. 191号久々知水堂線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
[3. 3. 1号阪神国道線]
尼崎市昭和通 2丁目、昭和通 3丁目、昭和通 4丁目、昭和通 5丁目、昭和通 6丁目及び昭和通 7丁目並びに東難波町 5丁目及び西難波町 4丁目
[3. 4. 183号出屋敷線]
尼崎市東浜町、西高洲町、昭和通 7丁目、西難波町 4丁目、東難波町 3丁目及び東難波町 4丁目
[3. 4. 188号尼崎伊丹線]
尼崎市昭和通 2丁目及び昭和通 3丁目
[3. 4. 191号久々知水堂線]
尼崎市大西町 1丁目、大西町 2丁目及び大西町 3丁目並びに立花町 2丁目及び立花町 3丁目

~~~~~  
**兵庫県告示第246号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画道路

- 3. 4. 19号新宮中央線
- 3. 5. 26号龍野新宮線
- 3. 5. 208号小宅揖西線
- 3. 4. 209号龍野相生線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 4. 19号新宮中央線]

たつの市新宮町新宮字西町、字新田山下及び字裏町並びに井野原字畑田上、字當元、字砂原、字高田、字繁昌、字中泓、字石那田及び字越前

[3. 5. 26号龍野新宮線]

たつの市龍野町北龍野字坂

[3. 5. 208号小宅揖西線]

たつの市揖西町小神字辻ノ堂、中垣内字景雲寺、字重蓮寺、字東垣内、字恩徳寺垣内及び字前田並びに清水新字浄證寺垣内及び字池ノ下並びに新宮字火ノ坪、字千條寺、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字奥田及び字胡麻谷並びに小犬丸字奥山、字津原及び字遠殿脇

[3. 4. 209号龍野相生線]

たつの市揖西町小犬丸字津原及び字遠殿脇並びに北沢字池ノ上、字西ノ前、字惣田、字西ケ坪及び字大橋並びに長尾字樋本、字向イ及び字出合



**兵庫県告示第247号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

山崎都市計画道路

3. 4. 122号本町生谷線

2 都市計画を変更した土地の区域

宍粟市山崎町山崎字本町、字山田町、字福原町、字北魚町、字伊沢町及び字富士野町並びに上寺字上垣内、庄能字鴻野口、字鴻野、字大歳、字大水戸及び字頼ノ元並びに鹿沢字東桜町



**兵庫県告示第248号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路

3. 4. 24号新田鷗和線

2 都市計画を変更した土地の区域

赤穂市新田字釜家後、字大中嶋、字小中嶋、字十五ノ前、字大地頭及び字中筋並びに折方字天神山、鷗和字天神、字寝猫、字古濱、字前田、字苗座、字野々内及び字丸山



**兵庫県告示第249号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播磨高原都市計画道路

1. 4. 2号姫路鳥取自動車道

- 2 都市計画を変更した土地の区域

たつの市新宮町角亀字畔畑、字向山、字北山、字細野及び字船越並びに上筋原字ガウロ、字前田、字本谷、字下河原、字前ノ倉及び字橋ヶ谷並びに鍛冶屋字相坂谷、時重字押ヶ谷及び字家垣内並びに牧字山本、字岩清水、字サノ谷、字殿屋敷、字寺谷、字矢ノ谷、字西山、字西麦子、字麦子口、字麦子谷、字中山、字高上、字落合、字小屋口及び字小谷口並びに奥小屋字上ノ山、字京、字西谷、字中ノ谷、字ヲラ畑山、字ヲラ畑、字笹尾、字カシノ丸、字成林、字サクソヲ、字イラ谷、字本谷及び字坂ノ間並びに宍粟市山崎町木谷字坂ノ平、字西水ヶ谷及び字大平並びに市場字桃木山、字シダレ屋敷、字谷川ノ奥、字石畑、字高畑、字堂ノ下、字堂ノ谷、字上高下、字和田及び字昆舎田並びに高下字池ノ谷、字下河原及び字保工



**兵庫県告示第250号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画道路

3. 3. 211号塚口長尾線

- 2 都市計画を変更した土地の区域

区域の変更なし



**兵庫県告示第251号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画道路

3. 4. 101号西部幹線

- 2 都市計画を変更した土地の区域

相生市竜泉町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、那波字袋地、字落矢ヶ谷、字乳母ヶ懐、字東矢之谷、字赤面谷、字奥之寺、字深邊、字小オヶ谷、字馬通、字木場及び字鍋崎並びに那波南本町



**兵庫県告示第252号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
香住都市計画道路

3. 6. 1号七日市線

- 2 都市計画を変更した土地の区域  
香美町香住区七日市字馬場先、字大縄地及び字大縄内

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市誉田町福田字壹町田141番1、143番、144番1の一部、144番3の一部、147番1、147番2、148番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市白国一丁目123番18号  
株式会社児玉地所 代表取締役 児 玉 尚 三  
加古川市西神吉町宮前821番地の101  
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年1月18日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-13-2号（28たつの）